# 災害救助法適用地域の特別お取扱いについて

このたびの**『令和5年台風第7号に伴う災害』**にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者様からお申し出をいただいた場合、 下記のような特別のお取扱いをいたします。

#### 災害救助法適用市町村:

【京都府】(8月15日公表) 福知山市、舞鶴市、綾部市

【兵庫県】 (8月15日公表)

美方郡香美町

## 【鳥取県】

鳥取市、東伯郡三朝町(8月15日公表) 八頭郡八頭町(8月16日公表)

#### 1. 保険料のお払い込みについて

保険料をお払い込み中のご契約で、このたびの災害の影響によりお払い込みが困難な場合、保険料のお払い込みを猶予する期間を最長 6 カ月間延長いたします。

## 2. 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いについて

お手続に必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

# 【お問い合わせ先】

ご契約者様サポートセンター 通話料無料 0800-111-8164

午前9時~午後5時

(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)